

# 利益相反管理方針

三菱UFJ国際投信は、次のとおり利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害することがないように、また、MUFG フィデューシャリー・デューティー基本方針に基づき、お客さま本位の業務運営を実現することができるよう、万全を尽くしてまいります。

## 1. 管理対象とする取引等

### （1）管理対象とする利益相反のおそれのある取引等

本方針において管理対象とする利益相反のおそれのある取引等とは、当社が自ら運用・管理する信託財産またはお客さまの口座において行う取引、権利行使その他の行為であって、当社または当社の親法人等・子法人等・関係外国法人等（\*参照。以下、利害関係人といいます。）とお客さまとの間で利害が対立するもの（以下「利益相反取引等」といいます。）を指します。個別の取引が利益相反取引等に該当するか否かは、利益相反管理統括責任者（下記2.（1）に定めます。）が、当該取引等の内容・条件・及び諸事情（法令等における禁止行為の該否、正当な理由の有無、お客さまの利益を損なうおそれの程度等）を勘案の上、判断します。

\*金融商品取引法で定める親法人等・子法人等・関係外国法人等を行います。

### （2）主たる利益相反取引等の例

利益相反取引等の主な例は以下のとおりです。ただし、これらの例は、利益相反取引等を網羅するものではなく、また、一律にこれらが禁止されるものではありません。

#### ① 運用・調査

- ・お客さまの運用資産と当社または当社の役職員の資産を取引すること
- ・複数のお客さまの運用資産間で取引すること
- ・利害関係人が発行する有価証券をお客さまの運用資産に組み入れること
- ・利害関係人である証券会社が主幹事または幹事となって発行される有価証券をお客さまの運用資産に組み入れること
- ・利害関係人が引き受けた有価証券について、取得または買付の申込みが予定額に達しないと見込まれる状況下において、当該利害関係人の要請を受けて、お客さまの運用資産に組み入れること
- ・お客さまの運用資産の売買に係る情報を利用して、当社等の利益を図るために先回りして売買を行うこと

- ・お客さまよりも利害関係人の利益を優先して議決権を行使すること

## ② トレーディング

- ・お客さまの運用資産を売買するにあたり、より有利な条件を提示しているブローカーが存在しているにも関わらず、利害関係人に発注すること

## ③ 商品組成

- ・合理性を欠く信託報酬を徴収する等、お客さまの利益を不当に害することになる商品を組成すること

## ④ 情報管理

- ・お客さまの運用資産に係る情報を知った当社の役職員が、当該情報を利用して自己又は他のお客さまの資産を売買すること
- ・利害関係人との間で、お客さまの運用資産に係る情報を授受すること

## ⑤ 営業

- ・販売会社の販売担当者に対して特定の当社商品にかかるインセンティブを付与すること

## 2. 利益相反の管理体制

### (1) 利益相反管理統括部署および利益相反管理統括責任者の設置

利益相反を適切に管理するため、当社ではチーフ・コンプライアンスオフィサーを利益相反管理統括責任者とし、コンプライアンス部が利益相反管理統括部署となって、当社の利益相反管理体制の整備、およびその有効性について適切な検証を行い、継続的に改善を図るとともに役職員に対する教育・研修を定期的実施し、利益相反の恐れのある取引等の管理について周知徹底いたします。また、利益相反管理統括部署の検証結果については、定期的にコンプライアンス委員会に報告がなされ必要に応じた管理態勢高度化のための検討を行います。

### (2) 取締役会による業務執行の監督

当社の取締役会は、お客様の利益が不当に害されないよう当社の管理態勢を整備し、コンプライアンスプログラムによる報告を受けております。なお、独立した社外取締役を選任し監督の実効性を確保しております。

### (3) スチュワードシップ諮問会議

社外取締役、アセットマネジメントビジネスに通じた外部専門家、チーフ・コンプライアンスオフィサーで構成されるスチュワードシップ諮問会議にて、定期的に投資行動に係る社内規定や方針の適切性及びその遵守状況、議決権行使に係る社内規定や方針の適切性およびその遵守状況等が調査・審議されます。そして、スチュワードシップ諮問会議の調査審議結果およびその内容、ならびに諮問会議で発言された重要な質疑および意見は取締役

会に報告され適正なスチュワードシップ活動が確保される体制としています。

#### (4) フィデューシャリー・デューティー推進委員会

当社はフィデューシャリー・デューティーを果たし常にお客さまの利益を第一として行動するため、フィデューシャリー・デューティー推進委員会を設けています。フィデューシャリー・デューティー推進委員会では、顧客本位の業務運営の取り組み状況等、利益相反管理体制の高度化対応に係る取組状況について審議がなされます。

### 3. 利益相反の管理方法

当社では以下の方法を、またはその組み合わせにより、利益相反の可能性のある取引等を管理しております。

- ① 運用・調査業務における独立性を確保する方法
- ② 運用部とトレーディング部を分離させ相互に牽制させる方法
- ③ 取引条件の変更または取引の中止をする方法
- ④ システムにより利益相反取引がなされない仕組みとするとともに、監視を可能とする方法
- ⑤ 利益相反管理統括責任者および利益相反管理統括部署によって管理する方法
- ⑥ 利益相反状況をお客さまに開示する方法